

しかし、令和8年度税制改正において、令和8年9月まで8割控除、令和8年10月から7割控除、令和10年10月から5割控除、令和12年10月から3割控除、令和13年10月から控除不可とする経過措置の見直しが行われます。

これらのインボイス特例の見直しは、小規模事業者への配慮からの見直しであり大変評価できます。

このように税理士政治連盟は、税理士法第1条の使命を全うするために日々活動をしています。

※この大綱の内容は、国会審議で変更になることがありますので、ご留意ください。